

広島県告示第七百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	社団法人東広島地区医師会	東広島市西条町土与丸一―一三番地		
株式会社ザ・メニユー	広島市西区庚午中三丁目八番一九号	杖	広島市西区庚午中三丁目八番一九号	平成一九年五月二日